

## 予備的経費の支出等に係るガイドライン

本ガイドラインは、無償資金協力事業の予備的経費の支出基準や支出手続等を示すものである。

### 1. 予備的経費の定義

予備的経費とは、無償資金協力事業において、交換公文締結以降の不測の事態により、交換公文締結時点で想定した内容・条件での計画の実施が困難となり、追加経費が必要になる場合に備えて、事業費の一定割合（経費率）の金額をあらかじめ供与限度額に計上するものである。

### 2. 予備的経費の必要額及び経費率

予備的経費の必要額及び経費率は、JICA からの通知に基づき、日本国政府が決定する。

### 3. 予備的経費の支出の考え方

被援助国実施機関等は、無償資金協力に係る交換公文締結以降、以下に定める事象により交換公文締結時点で想定した内容・条件での計画の実施が困難となり、追加経費が必要になった場合、予備的経費を支出することができる。

#### (1) 不可抗力（治安悪化、自然災害等）

- ① 安全確保（警備員、機材等）・現状復旧
- ② 工事中断（体制縮小、現場維持、工事再開、中断中の待機等）
- ③ 退避（旅費、退避中の盗難等）
- ④ 物損（治安悪化・自然災害等により受けた損害に限定）
- ⑤ 治安悪化・自然災害等に起因するその他の事項

#### (2) 自然条件や現場条件等の設計との相違等の条件変更

設計時には想定できなかった自然条件や現場条件等に起因する費用増

#### (3) 経済状況・市場の変化

計画に必要な事業費に影響を与える経済状況・市場の変化

#### (4) 被援助国政府負担事項の遅れ等による損害

被援助国政府負担事項の遅れ等による損害等に関する支出のうち真にやむを得ないものとして日本国政府の了解を得られたもの。

#### **4. 予備的経費の支出に係る手続**

次の手順に従って予備的経費の支出に係る手続を行う。

- (1) 被援助国政府実施機関等は、予備的経費を支出する目的及び理由を明記した申請書をJICAに提出する。
- (2) JICAは、上記(1)の申請書を踏まえ、予備的経費の支出の可否の判断を行い、その結果を被援助国政府実施機関等に通知する。
- (3) 被援助国政府実施機関等は、JICAから予備的経費の支出の同意が得られた場合に限り、予備的経費を財源とした契約手続を実施する。

#### **5. 運用手順**

具体的運用手順については、本ガイドラインの定める範囲でJICAが別途マニュアルを定める。

以上